

大村市政だより

実弾射撃

陸上自衛隊では、3月中の実弾射撃をつぎのとおり行ないます

実施場所=池田射撃場

実施日程=1~5、11~12、

14~19、22~25、28~31

■昭和38年4月22日第三種郵便物認可■毎月3回1日、10日、20日発行■定価1部5円

■発行所 大村市役所 ■編集人 総務課長 森 辰 男 ■印刷所 隆文社印刷所



54,000人分を1日で処理

し尿処理場の増設工事が、ほとんどできあがりました。いままでは

1日の処理能力は27キロリットル(2万7000人分)でしたが、この完

成によって、2倍の54キロリットル(5万4000人分)の処理が1日で

できます。し尿の自家処理を考えあわせると、これで大村市の人口

がどんどん増えても、し尿については当分大丈夫といえましょう。

総工費は 約4,820万円です。

子どものけが

「幼児のけが」

日本は子どもの事故の多いことで有名だそうです。とくに一才から四才までの幼児のけがが多いといわれます。

こどものけがは大半、親の不注意が原因です。とくにやけどについてはこれがあてはまりそうです。やけどは命にもかかわり、軽くてもあとが残ります。

ゆたんぼの湯がもれたやかんをひっくりかえした、セルロイドに火がついたなどは冬のけがの原因の代表的なものです。

また、交通事故にも気をつけましょう。車道と歩道の区別のつかないせまい道での一人あそびは本当に危険です。冬はぼろいなど耳をおおっていることも多いので、自動車のくるのに気がつかないことも多いものです。

火のもとに注意しよう

〓 〓 〓 〓 〓 〓 〓 〓

2日は例年火災のもっとも多い月です。強い季節風が吹き、空気が乾燥していますので大火になりやすいのです。

火のもとはいくつあるのでしょうか。タバコの火、コタツの火、ふろ場の火をもう一度確かめましょう。プロパンガス、石油コンロのせんはしまっていますか。たき火の後始末を忘れてはいませんか。

お子さんたちの火遊びも火災の大きな原因になっています。

テレビも火災のもとになっています。部品が不良だったのを知らずにいたため、過熱して、たまっていたほりに火がついて火災をひき起した例もあります。

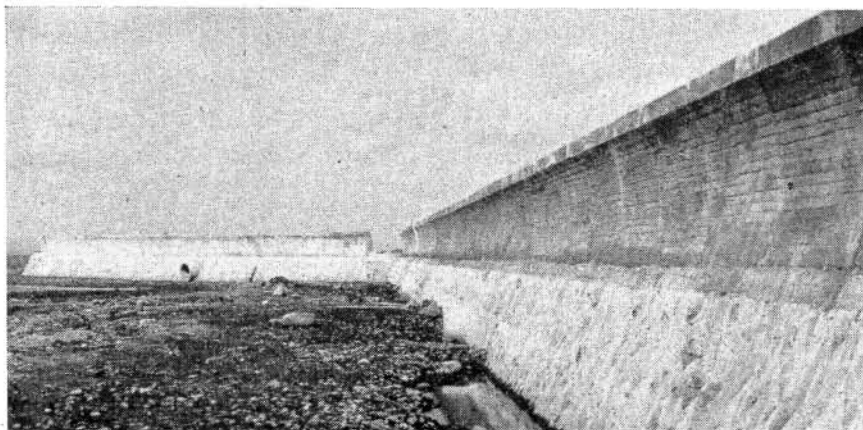
アイロンをつけっぱなしにして、おとなりの奥さんとおしゃべりをしていたために火事になった例もあります。

一にも二にも火の用心。

2月はいちばん火災の多い月ということを忘れずに。

もし火災のときは 119番へ忘れずに。

== 発明相談所を開設 ==
 発明協会では、次により発明巡回相談所を開設し、発明、考案、特許、意匠登録などの相談に応じますので、ご利用ください。
 日時 二月二十六日 午前十時より
 場所 市役所商工課
 講師 発明協会長崎県支部



松山の海岸堤防ができあがりました。これは大村港海岸保全事業として行なわれたもので、長さ511メートル、高さ3.5メートルのものです。総工費1,800万円

松山海岸がきれいに完成

おとなに訴える 小さな目

大村から

交通事故を

なくすために

①

大村中一年

出口正子

私が小学六年生のことである。朝会の時に校長先生から交通事故の話聞いた。それは一年生の女の子がバスから降りてバスの後から道路を横切

ろうとしたとき荷物をいっぱい積んだ大型のトラックにはねられて大けがをしたという話であった。それから三月月しておかあさんに背負われ学校へ来た。足が見えないように長い着物を着てビヨンビヨン飛んでいる姿を見てみんな驚いた。あとで話を聞くと、足を切断したのでそうだ。私はその時交通事故のおそろしさに身振った。この事故を考えてみるとバスから降りた時は、見通しがきくようになってから横切らなければならぬのだ。また運転手は止まっているバスのわきを通るときは徐行してほしい。実地検証の話では、どちらかが五分の一秒早かったらこんな事故は起らなかったのだ。あつという間に事故が起るとい

集団で学校登校したり、朝は早くから交通当番がみんなを見守っている。こういう施設を作っても無視している人がいる。私はそんな人こそ、あわれだと思ふ。

歩道と車道が区別されてないということ、信号がついたり、つかないことたりで役に立たないことなどが交通安全にとってのは施設の不十分な点ではないかと考えた。(続)

固定資産税課税台帳の縦覧

昭和四十一年度の固定資産（土地、家屋、償却資産）の価格と課税標準額（土地のみ）を決定した固定資産税課税台帳をつぎ

税標準額に不服のある場合は三月一日から三月三十日までの間に文書で審査の申し出をすることができます。

税標準額に不服のある場合は三月一日から三月三十日までの間に文書で審査の申し出をすることができます。

ることはできません。

寄附と見舞金

本經寺寒行團一行は金一封を社会福祉事業資金

にと寄附されました。また三沢市大火被災者見舞

金として三城小学校五年

二組生徒四百七十円、力

不_レ倉庫大木製油工場員

高定時制生徒会一同とし

て六千四百六十六円の寄

託がありました。

忌明に寄付＝
＝
＝
＝
＝

下久原郷の松尾新太郎さんは妻イシさんの忌明けに金一封を、社会福祉事業費に寄付されました。

阿波丸の遺族の方を

さ=
が=
し=
て=
い=
ます=

太平洋戦争の末期、台湾沖で沈んだ「阿波丸」の遺族の方々をさがしています。さがしているのは、同じ遺族の一人、大

阪府豊中市螢池一ノ二十
六番地の新井慶子さん、

軍属に徴用され、阿波丸

と運命を共にしたご主人

のめい福を祈って、命日
に現地で去要をいとなみ

これを機会に「遺族がは

げましあいましょう。」と

全国的に遺族さがしを始

心当りの方は市の国民

年金課社会係までご連絡

ください。新井さんは四

月一日の命日に現地供養をし、神戸市の海の見え

る所に慰れい碑を立てる

準備も進めています。

今年で大村市も24才

2月11日、この日は大村市が市制を施行した日です。今年で、大村市も24周年を迎え、市はこの日を祝って全職員を大会議室に集め、記念の式を行ない、永年勤続者と、とくに功労のあった職員、課を表彰しました。



2月のまんが**



わが家の標識

わかってるよ！

よっぱらい運転は、

ぜったいしないよ！

おしらせコーナー

中小企業振興資金の申込

中小企業振興資金の申込を、つぎの要領で受付けます。

▽借入申込者の資格

市内に住所と店舗があり原則として同一業種を引き続き一年以上経営している中小企業者で、信用保証協会の対象業種とし、一月末納期の市税を完納している者。

▽資金の使途

運転資金とし、旧償返済金の充当はできない。

▽限度額

五十万円以内、ただし本制度による前回までの貸付残額との合計が五十万円を越えない額とする

▽融資期間と利率

一年以内分割払、利率日歩二銭三厘、保証料

一率四厘

▽申込所 大村商工会議所

▽受付期間 二月十八日より二十五日まで、ただし融資枠に達した場合は申込を締切ります。

くわしいことは商工水産課へおたずねください

主婦の生活展開く

果を発表する「主婦の生活展」が開催されます。

家庭を守る婦人の方々が、日頃の生活の中から生みだした作品を展示したり、婦人会、婦人学級などにおいて学習した成果を展示する希望していただきます。

共同納税相談

〓〓〓〓〓〓〓

所得税の確定申告や、事業税、市県民税の申告が一度ですまされるように、国、県、市が協力してつぎのとおり、共同納税相談所を開設します。

ぜひこの機会をご利用ください

開設場所 大村市役所

開設日時 3月3日～3月12日。

時間 9時30分～16時。

なお、3月16日以降は、事業税は諫早の県税事務所で、市県民税は市役所と各出張所で受付けます

期限までに申告しないと、扶養控除などの控除が認められなくなり、納税者のみなさんが不利益になります。

申告期限

所得税=3月15日

事業税=3月22日

市民税=3月22日

市民の知識

氏名の変更

氏名は、個人の呼び名として他人と区別するの大切なもので、婚姻とか養子縁組、あるいは離婚とか養子離婚の場合以外には、終生その氏名は変わらないことが社会生活上のたてまえです。氏や名が誰がみてもおかしいとか、むずかしすぎるとか、同姓同名でまぎらわしいとかいう場合、また、とくに名については、営業のための襲名、神官、僧侶になる場合や、長年通称を使用している場合などでこれを変更することが「やむを得ない」か、「正当な理由があるとき」に限って家庭裁判所に氏名の変更許可を申し立てることができます。家庭裁判所では、氏名を変えることによって、ほかの人がとまどったり、犯罪ののれに利用したりして社会生活が混乱することのないように慎重に考慮して許可をきめています。

日時

二月二十六日

十二時～十六時

二月二十七日

九時～十六時

会場

中央公民館

展示内容

食生活コーナー

くらしの環境コーナー

趣味コーナー

即売品コーナー

原爆被爆者健康診断

原爆被爆者一般健康診断をつぎのとおり行ないます。該当する方はぜひ受診してください。

期日 二月二十一日から三月五日まで

場所 国立大村病院

大村市立病院

時間 午前九時から十二時まで。

当日は被爆手帳と、当日の大便をマッチ箱に入

片側交通

都市ガス管理設工事のためつぎのとおり片側交通となります。

場所 久保製材所前から坂口方面(三百八十メートル)

期間 二月二十一日から三月十日まで

場所 大村市役所第二会議室

婦人相談室開設

県婦人相談所では次により、ご婦人のお困りごとなど、すべての相談を受けるためつぎのとおり相談室を設けます。気軽にお出かけ下さい。

日時 二月二十四日

午前十時から午後四時まで

場所 大村市役所第二会議室